【監査法人が果たすべき役割】

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の機全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由關連な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法 人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構 成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	経営方針及び経営行動指針は、構成員が参加する全体研修等を通じて代表社員及び社員から 伝達され、法人の構成員に共通の価値観として共有されております。
	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践する ための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人はその使命として、監査業務を通じて、利害関係者への情報の信頼性を確立すると共にクライアントの健全な発展に寄与し、以ってグローバルな資本市場の成長と公正な社会の実現に貢献することを挙げております。その使命を果たすべく、当法人の構成員が専門家として、それを実践するために守るべき規範としての品質管理方針を定めております。
	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査の品質管理を重視した人事評価制度を採用し、法人の構成員が職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるよう動機付けを行っております。
		当法人は少人数で構成される組織であることから、構成員間のフラットで日常的なコミュニケー ションが可能となっております。
1-5	ての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成	職業倫理の観点から、被監査業務は行っておりません。 一方で、監査法人の構成員には監査業務に支障のない範囲で兼業・副業を認めております。非監査業務を通じて構成員の知識、経験を深めることにより、高品質な監査業務の遂行にも資すると考えております。 ただし、監査クライアントに対する非監査業務は厳格な規制を行っております。
	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人はグローバルネットワークへの加盟やグループ経営は行っておりません。

【組織体制 (経営機能)】

原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

ı		監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み
	2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、少人数で構成される組織であるため、特別な経営機関を設置しておりませんが、定期的に開催する社員会による適切な組織運営を行っております。
	2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制・監査上の入夕を把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備・法人の構成員の士気を言め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを認まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	社員会において各社員の担当業務を定め、当該担当業務の執行状況について、社員会において報告・検討及び承認決議を行っております。 報告・検討及び承認決議を行っております。 主な社員担当業務として、品質管理担当、研修担当、人事担当、IT担当等を定めており、監査業務の品質管理上の問題点が明らかになった場合等、必要に応じて社員及び専門職員による監査 業務改善のためプロジェクトチームを組織し、積極的な議論により問題の解決を図っております。
	2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	社員の選任においては、監査実務の能力のみではなく、価値観を共有し組織運営に対して積極 的な関与を行える能力も重視して選任しております。

【組織体制(経営機能の監督・評価)】

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

五工本	人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通	
	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性 の発揮を支援する機能を確保するため、監督 評価機関を設け、その役割を明らかにす べきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営 機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確 保すべきである。	
	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する 課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当 該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	
2_2		当法人は、少人数で構成される組織であることから、常設の独立した監督・評価機関は設けておりませんが、法人の重要事項に係る意思決定を社員全員で構成する社員会の合議により行い、各社員間の相互監督・牽制により経営の実効性を確保しております。 また、独立性を有する第三者である弁護士が社員会に出席し経営機能の実効性向上に資する助言・提言を行うことにより、経営機能の実効性を監督・評価する体制を整備しております。
3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	

【業務運営】

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査 の品質の向上に向けた意見交換や講論を積極的に行うべきである。

	監査法人のガバナンス・コード	当監査法人の取組み
4-1	経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべ	社員も監査チームの責任者として、監査現場で実務を行うため、必要な情報等を適時に共有する ことができる体制にあります。 また、定期的に開催される社員会において会計監査の品質向上についての意見交換や議論を 行っております。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させ るために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用 すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分 に評価されるべきである。	年間を通じて監査法人内部での研修会を実施するとともに、日本公認会計士協会が主催する研修会にも積極的に参加し、eラーニングによる研修も活用しております。また、職業的専門家としての職業的懐疑心の発揮は評価の重要な要素としております。

4	-3		監査チームの編成に際しては、専門要員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用しています。 当法人における非監査業務は限定的ですが、知見や経験を獲得する機会を提供しています。 監査チームの編成に際しては、専門要員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用しています。 特定の人員に過度に業務量が偏重しないよう業務を割り振ることにより、業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しています。
4	-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上の リスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監 査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	
4	-5		当法人は少人数で構成される組織であるため内部通報制度は設けておりませんが、日々の公式・非公式なコミュニケーションにより構成員間の連携を図り、何らかの問題がある場合は社員間で迅速に共有される体制をとっております。

【透明性の確保】 原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する

/17PU.	評価を活用すべきである。 騒行法人のガパナンス・コード	当監査法人の取組み
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原	現在、「透明性報告書」等といった形で文書は作成しておりませんが、本原則への取り組み、対応
	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、 規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	指針1-1をご参照ください。
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の 指針	指針1-2をご参照ください。
	- 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参 加者等による評価に資する情報	監査品質の向上を重視して法人運営を行っております。
	・監査法人における品質管理システムの状況	社員の中から品質管理責任者を選任し、その責任者の指示・監督のもと品質管理を行っております。
	- 経営機関等の構成や役割	当法人は少人数で構成される組織であるため社員全員で構成される社員会にて法人運営を行っております。
5-2	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び 独立性に関する考え方	独立性を有する第三者として弁護士を選任し、経営機能の実効性を監督・評価する体制を整備しております。
	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、 利益相反や独立性の懸念への対応	非監査業務は知見を広げるのに有用であると考えているため、監査業務に支障のない範囲で実施していきたいと考えております。非監査業務の受託については社員会において協議することで利益相反や独立性の懸念へ対応しております。
	 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある 監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効 活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 	現在はExcelを用いた分析等で対応しておりますが、今後有用なツール等が登場した際には、法人・クライアントの規模等も勘案しつつ採用を検討していきます。
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	日本公認会計士協会が行う研修会への積極的な参加や業務において得た知見の共有などにより 研修・教育を行っております。
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	現在、特定のクライアントからの報酬に過度に依存しているという状況にはありません。
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	海外子会社等を有する被監査会社の監査については、国際業務に精通しているメンバーが監査 チームの構成員として積極的に関わり国際業務を円滑に遂行できるようにしております。
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	監査品質の向上に向けた取組みは社員会において議論の対象としております。
	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携 等を通じてグルーブ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきであ る。	
5-3	 ・グローバルネットワークやグルーブの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグルーブ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) 	当法人はグローバルネットワークへの加盟やグループ経営は行っておりません。
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、 その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人は、被監査会社に対しては、経営者や監査役等とのコミュニケーション時において、監査の品質の向上に向けた取組み等を説明し、積極的な意見交換に努めております。
i−5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人は、品質管理のシステムの監視の結果を社員会に報告し、品質管理のシステムの評価を 実施しております。
i-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用 の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人は、品質管理、監査法人のガバナンス・コードへの取組みなどをウェブサイトで開示することにより、寄せられた情報を組織的な運営の改善に向け活用いたします。